

宝達志水町地域づくり緊急支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大により大きな影響を受けている中小企業者及び個人事業主に対して、事業の継続を支援するため、宝達志水町地域づくり緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に令和2年3月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 町内に事業所及び本店を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は町内に主たる事業所を有する個人事業主であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から同年6月までのいずれかの月で売上高等（政府が実施する持続化給付金給付規程に規定する事業収入をいう。以下同じ。）が前年同月比で30パーセント以上減少していること（対象月の前年同月の売上高等（実績）がない場合は、給付金の交付対象外）。ただし、事業開始が1年未満で前年同月と比較することができない場合は、直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、30パーセント以上減少していることとする。また、平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した場合にあっては、「証拠書類等、給付額の算出式及び基本情報の特例」（政府が実施する持続化給付金給付規程第11条）を用いることができる。
- (4) 町税等を滞納していないこと。又は納税相談を行っていること。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、中小企業者20万円、個人事業主10万円をそれぞれ超えない範囲とし、平成31年1月から令和元年12月までの売上高等から対象月の月間売上高等に12を乗じて得た額を差し引いたものを10で除した額を給付金の額とする。なお、その額に1万円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

(給付金の交付申請)

第4条 給付金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年8月31日までに、宝達志水町地域づくり緊急支援給付金交付申請書（様式第1号）、売上高等確認書兼誓約書（様式第2号）その他町長が必要と認める書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1回を限度とする。

3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、必要に応じて申請者に報告を求めるものとし、申請者は、これに協力しなければならない。

(決定の通知)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適正と認めるときは、給付金の交付を決定し、給付金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、給付金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金の交付決定を取り消すことができる。ただし、天災地変その他給付金の交付決定後生じた事情の変更により町長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

(1) この告示の規定に違反した場合

(2) その他町長が不相当と認められた場合

2 町長は、前項の規定により給付金の交付決定の取消しをしたときは、給付金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(給付金の返還)

第7条 町長は、前条第1項の規定により給付金の交付決定を取り消した場合においては、給付金の返還を期日を定めて命じるものとする。この場合において、給付金の返還を求められた給付対象者は、町長が定める期日までに給付金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。